

# 海外資産の把握及び法制の異なる資産等の取扱い

田 内 彦一郎

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

## 要 約

### 1 研究の目的、問題点等

近年、経済の自由化・グローバル化及び低金利の状況等を背景として、海外資産への投資が法人・個人を問わず大幅に増加していることから、適正な課税を行うためには海外資産に係る資料の収集が不可欠なものとなっている。

ところで、海外資産の把握方法としては、資料情報制度、質問検査権及び租税条約の情報交換制度があるが、課税権の直接的な行使である質問検査権には国際法上の様々な制約がある一方、情報交換制度及び資料情報制度は、網羅的な収集という面からも、また納税者の適正申告の担保という面からも、より効果的であると考えられる。

そこで、本稿は、海外資産の中でも足が速く補足が困難な金融資産について、タックス・ヘイブン等からの把握上の問題点や対応策を、情報交換制度及び資料情報制度を中心として考察しようとするものである。

また、海外資産の中には英米法系の国におけるジョイント・テナンシー（共有財産権）のように我が国の法制と異なるものがあることに加え、その課税上の取扱いについて準拠法の適用とも絡んで様々な問題が生じている。本稿では、それらのうち、海外資産の取得に係る準拠法の適用について併せて考察を行うこととした。

### 2 研究の概要等

#### （1）租税条約の整備

##### イ 情報交換ネットワークの拡大

租税条約は、①国際的な二重課税の排除、②課税権の調整及び③税務当局間の国際協力を目的として締結されているが、海外資産等に係る情報交換は、各国が自国の課税ベースへの主権を維持しながら条約締結国間における課税権の分配を確保する有効な方法であるとともに、そのネットワークの存在が納税者に与える課税逃れへの抑止効果は大きいも

のと認められる。したがって、租税条約の新たな締結等を通じ、情報交換ネットワークの拡大を図っていく必要があると考える。

## ロ 二国間条約の改定

OECD は課税ルールの統一的基準を示すとともに各国の租税条約の模範とするべくモデル所得税条約及び相続税条約を定めているが、情報交換を強化するために 2000 年にモデル所得税条約における情報交換の対象税目を「条約が適用される租税」から「全ての種類の租税」に拡大した。そして、我が国はこれに沿った条約改定をアメリカ及びイギリスと行っているものの、それ以外の大部分の条約は従来のみである。

そのため、相続税等に係る海外資産情報の提供要請に当たって、上記両国以外に対しては個別的情報交換等が要請できないなどの不十分な面があることから、上記変更を反映させた条約改定を順次行って効果的な情報交換が実施できるようにしていく必要があろう。

また、我が国はアメリカとのみ相続税条約を締結しているが、資産保有や納税者の国際化が進んでいる状況に鑑み、情報交換のみならず国際的二重課税を排除するためには、相続税条約の拡大についても今後検討していく必要があると考える。

## ハ タックス・ヘイブンとの情報交換

無税又は低税率に加え銀行秘密及び情報交換欠如という特徴を持つタックス・ヘイブンは、国際的租税回避、資産逃避及びマネーロンダリング等において重要な役割を占めている。

ところで、タックス・ヘイブンとの間ではそもそも控除すべき二重課税が生じないことから、租税条約は締結しないのが原則とされているが、OECD は 2002 年に情報交換条項のみに特化した情報交換モデル協定を公表して、個別的情報交換の途を開いている。

現在、情報交換にもっとも積極的なアメリカが主に締結しているが、国際取引におけるタックス・ヘイブンの重要性に鑑み、アメリカ等の運用状況をも踏まえて、我が国も締結を検討していく必要があると考える。

## ニ 多国間税務執行共助条約の検討

徴収共助、文書送達及び情報交換の手續規定からなる多国間条約であるが、我が国は徴収共助の問題を理由として締結していない。しかし、EU 諸国が域内非居住者の利子所得に関して相互の情報交換を段階的に実施していることや複数国に跨る国際取引が増加していることを考慮すると、今後多国間レベルでの情報交換について検討していく必要があるのではないかと考える。

### (2) 国内法の整備

#### イ 海外預金等に係る情報申告

銀行秘密の厳格なスイスやタックス・ヘイブンのような国からの海外預金情報の入手は租税条約の情報交換だけでは困難であると考えられる。そのため、OECD 加盟国の約半数で整備・活用されているように、一定額以上の海外預金等を保有する納税者に対して税務当局への何らかの情報申告制度を創設する必要があると考える。

#### ロ 利子等の支払調書の停止措置の解除

租税条約による情報交換は相互主義を前提としていることから、脱漏資金等の温床となりやすい海外預金情報を入手するためには、我が国においてもそれに見合う資産情報を提供できるように国内法を整備することが必要となる。

現在、非居住者を含む個人については、昭和 63 年に預金利子が源泉分離課税とされたことにより利子支払調書の提出義務が停止されているが、個人あるいは少なくとも非居住者の一定額以上の預金に対しては上記措置を解除して、その法定資料化を図る必要があるのではないかと考える。

### (3) 海外資産の取得と準拠法の適用について

海外資産の取得に関して、相続税法における「贈与」等の借用概念の解釈に当たっては、法的安定性と予測可能性の観点から、その意義は民法におけると同様に解すべきものと認められるが（統一説）、それぞれの外国法

ごとに法制度や規律内容が異なる状況下において借用概念の意義に外国法のそれを含むとすると、当該概念の意義が一義的に確定できず、逆に法的安定性を阻害することとなるから、借用概念の意義については、外国法は含めずに民法に基づいて解すべきであると考えられる。

しかし、借用概念の中でも民法の条文を引用しているものとそうでないものがあること等を考慮すると、借用概念には借用した私法の効力までも含むものと解すべきではないと思われる。すなわち、海外資産の取得という法的効果については、当該資産を規律するところの準拠法が定める法律（不動産については物件所在地法）の法的効果によるものと認められ、取得時期等の判定については当該効果を基として判断されるべきである。

なお、この結果、課税処分に際しては外国法の調査という税務当局の負担問題が生ずるが、これについては、外国税務当局との情報交換ネットワークを整備するとともに、納税者に課税資料の提出を義務付けるなどの方法により対応すべきであると考ええる。

### 3 結 論

海外金融資産の効果的な把握のためには、租税条約による国際的な情報交換ネットワークの量的・質的拡大を図るとともに、それを補完するものとして、一定額以上の海外預金等を保有する納税者に対して情報申告を義務付けること等が重要であると考ええる。

また、海外資産の取得に係る準拠法の適用に関しては、相続税法等の文言解釈上はその適用はないが、取得という法的効果の判断においては適用があると解される。したがって、ジョイント・テナンシー等の不動産の取得時期については、物件所在地法の規定により判断されるべきこととなるが、外国法の調査という問題が生じてくることから、法解釈上においても外国税務当局との情報交換ネットワークを整備していく必要がある。

## 目 次

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| はじめに.....                 | 156 |
| I 最近の海外投資等をめぐる状況.....     | 158 |
| 1 海外資産への投資等.....          | 158 |
| (1) 個人金融資産等の状況.....       | 158 |
| (2) タックス・ヘイブンの利用.....     | 161 |
| 2 個人資産家等の状況.....          | 163 |
| (1) 富裕層の台頭.....           | 163 |
| (2) 非居住者の動向.....          | 164 |
| II 海外資産把握についての現状と問題点..... | 166 |
| 1 資料情報制度.....             | 166 |
| 2 質問検査権.....              | 167 |
| 3 情報交換制度.....             | 169 |
| (1) 情報交換の態様.....          | 169 |
| (2) 情報交換の制限.....          | 170 |
| (3) 海外銀行情報の入手.....        | 172 |
| III 海外資産把握に係る主要国の施策.....  | 175 |
| 1 OECD諸国の情報申告.....        | 175 |
| 2 OECDグローバル・フォーラム.....    | 177 |
| 3 EUの利子課税指令.....          | 178 |
| IV 今後の対応策.....            | 181 |
| 1 租税条約の整備.....            | 181 |
| (1) 情報交換ネットワークの拡大.....    | 181 |
| (2) 二国間条約の改定.....         | 183 |
| (3) タックス・ヘイブンとの情報交換.....  | 184 |
| (4) 多国間税務執行共助条約の検討.....   | 185 |
| 2 国内法の整備.....             | 186 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 海外預金等に係る情報申告 .....      | 186 |
| (2) 利子等の支払調書の停止措置の解除 .....  | 187 |
| V 法制の異なる海外資産に係る課税上の問題 ..... | 189 |
| 1 ジョイント・テナンシー .....         | 189 |
| 2 海外資産の取得と準拠法の適用 .....      | 190 |
| (1) 借用概念と租税法の解釈 .....       | 190 |
| (2) 準拠法の適用 .....            | 192 |
| (3) 贈与による財産の取得時期 .....      | 195 |
| 結びに代えて .....                | 197 |

## はじめに

近年、社会経済のグローバル化<sup>(1)</sup>及び情報化が急速に進展し、様々な規制緩和等とも相俟って、各国経済は相互依存関係の中に組み込まれつつある。

また、国内的には、少子・高齢化が世界に類を見ないスピードで進行していると同時に、資産保有の二極化や資産格差の拡大が生じている。

このような社会経済の大きな構造変化の中で、現在、それらに対応した新たな税制の構築が模索されているが、どのような税制を採用したとしても、課税の公平を図るための執行上の制度が確保されていない限り、その実効性には問題があろう。

納税者や投資資金は世界各国を自由に移動し、税制上最も有利な場所において所得を獲得するとともにストックとして資産が蓄積されていく。所得及び資産に関し全世界課税方式を採用する我が国において課税の公平を図るためには、それらの所得や資産を把握することがますます重要となってきたにもかかわらず、課税管轄の制約のある国家単独ではその把握はますます困難なものになりつつある。

ところで、国際課税関係を規律するのは、各国の国内法と租税条約であるが、各国の国内法は、基本的に各国の様々な社会的事情等を反映して多様なものであって当然であろうと思われる。しかし、グローバル化に伴って各国間の相互依存関係が増大していることから、少なくとも国際的な資金移動に関する税制については、その調和が求められているのではないだろうか。

その意味で、各国の課税主権や納税者の権利を侵害することなく国際的な協力を行う租税条約の情報交換制度は、今後ますます重要なものとなっていくものと思われる。また、海外資産の把握方法としても、課税権の直接的な行使である質問検査権には国際法上の様々な制約がある一方、情報交換制度及び資料

---

(1) IMF の定義によれば、グローバル化とは、「国境を越える様々な財・サービスの取引や国際的な資本の流れ、更にはテクノロジーの広範な普及を通じて世界中の国々が相互関係を強めていく状態」とされる。

情報制度は、網羅的な収集という面からも、また納税者の適正申告の担保という面からも、より効果的であると考えられるのである。

本稿は、以上のような視点から、海外資産、そしてその中でも補足が困難と思われる個人の金融資産を主に念頭において、その把握上の問題点や対応策を、資料情報制度及びその海外への拡張ともいうべき情報交換制度を中心として考察しようとするものである。また、海外資産の取得に関しては、英米法系の国におけるジョイント・テナンシー（共有財産権）等のように我が国の法制と異なるものがあることに加え、当該法制の適用が準拠法との関係で課税上問題となる場面が生じている。そこで、不動産に係るジョイント・テナンシーを例として、その前提となる準拠法の適用についても併せて考察することとした。

## I 最近の海外投資等をめぐる状況

本章では、以下の検討に先立ち、最近の海外投資や富裕層に代表される個人資産家の状況について概観することとする。

### 1 海外資産への投資等

#### (1) 個人金融資産等の状況

イ 一連の規制緩和の出発点ともなった平成 10 年の外国為替管理法の改正による内外への資金移動の自由化は、その後のペイオフの解禁やバブル崩壊後の低金利という状況とも相俟って、我が国の海外投資を大いに拡大させたが、それはまた様々な税制上の問題も生じさせてきた。

外為法の自由化に当たっては、当時既に次のような課税上の問題が危惧されていた<sup>(2)</sup>。

- ① 外国銀行への預金から得られる利子に対する課税漏れ
- ② 外国証券会社を通じた証券投資から得られる収益に対する課税漏れ
- ③ 不動産等その他海外資産から得られる収益に対する課税漏れ
- ④ 不正な所得など課税前の所得が海外へ流出することによる課税漏れ
- ⑤ オフショア銀行を決済口座とするクレジットカードや手形の利用により、①～④等の所得を消費段階で把握することの困難性
- ⑥ 国内企業等が海外で資金調達を行い、これに国内投資家が海外で応じるにより、国内投資家が課税を免れようとする動きが活発化する可能性
- ⑦ 高額の資金移動の自由化により、わが国よりも税率が低い国を利用

---

(2) 中里実「経済の変貌と租税行政の将来」松沢智先生古希記念論文集『租税行政と納税者の救済』210 頁（中央経済社、1997）。なお、これらの問題の指摘は、産業構造審議会産業金融小委員会の配付資料に基づくものである。

して相続、贈与を国外で行う動きが更に活発化する可能性

そのため、外為法の改正と併せ、我が国からの送受金の事実を捉えることにより海外投資を把握しようとして国外送金等調書制度が導入されるとともに、平成 12 年には相続税等の納税義務者の拡大がなされたのであるが、上記の問題に対応するには必ずしも十分なものとは言えなかったように思われる。

一旦海外に流出した投資資金は、海外で所得を稼得した後は我が国に還流せずに海外資産を形成し、それが新たな所得を生んでいくというように日本を離れた場所で蓄積がなされていく。そして、その場所としては税務当局の把握の困難なタックス・ヘイブンやスイスの銀行等が利用されることから、海外資産の把握はますます難しいものとなってきたのである。

最近の新聞記事等を見ても、把握の困難な海外金融機関を利用して課税を免れようとする事件が依然として後を絶たないが、相続税に関して過去最大の脱税となった事件においては、シンガポールの金融機関を経由して 20 数回にわたってスイスの金融機関に預金送金等を行うというものであった<sup>(3)</sup>。

このような状況を反映してであろうか、平成 16 事務年度の税務調査においては、調査部所管法人に係る海外資産の申告漏れ所得金額は前年比 1.9 倍の約 4 千億円に、また、相続税調査における海外資産の申告漏れ課税価格も前年比 1.4 倍の約 130 億円に増加している<sup>(4)</sup>。

我が国税制の根幹を成す申告納税制度が円滑に機能するためには、納税者のコンプライアンスの維持・向上が重要であることは言うまでもない。しかし、クロスボーダー取引にアクセスできる納税者が、国内だけ

---

(3) 日本経済新聞平成 18 年 3 月 3 日「相続税 24 億円を脱税」。なお、隠匿遺産は約 50 億円であった。

(4) 国税庁「平成 16 事務年度における法人税の課税実績について(調査課所管法人)」、「相続税の申告実績(平成 16・15 年分)及び調査実績(平成 16 事務年度分)」。

で活動している納税者に比べて、より大きな脱税及び租税回避の可能性を持つようでは、その前提が崩れてしまうこととなろう。したがって、国内におけると同様に国際課税においても、適正公平な課税を担保する制度が不可欠であり、そのためには、資料情報制度及び租税条約の情報交換制度等の拡充を早急に図っていく必要があるように思われるのである。

ところで、海外資産のうち、登記制度のある不動産については税務当局の捕捉が可能であろうが、そのような制度のない金融資産<sup>(5)</sup>については、把握がより困難であろうと考えられる。また、帳簿への記帳が要求されている法人に比し、個人の保有する資産の把握はより困難ではないかと思われる。そこで、以下においては、個人の金融資産を主に念頭において、その把握上の問題点や対応策について考察していくこととした。

ロ ここで、我が国における個人金融資産の状況等について簡単に見ておくと、次のとおりである。

我が国の個人金融資産の残高は、この10年間で、平成7年末の1,268兆円から17年末の1,510兆円へと約2割増加し、過去最高の水準を示している。その残高は名目GDPの約3倍にも相当し、米国に次ぐ金額となっている。そして、その資産構成に関しては、国内預金が734兆円と約半分を占めるなど、アメリカ等に比べて、預金等の安全資産中心となっているが、リスク資産（株式、投資信託、外貨預金及び対外証券投資）への投資も徐々に増加しており、平成17年末の外貨預金及び対外証券投資残高は11兆円を占めている<sup>(6)</sup>。

また、平成17年9月末の預金者別預金（国内）によれば、個人が保有

---

(5) 会計学上は、金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して「金融商品」といい、金融商品の販売・勧誘における投資家保護のために制定された金融商品販売法においては、金融商品として預貯金等の16種類が列挙されている（同法2条）。

(6) 日本銀行「2005年の資金循環」。

する銀行及び信用金庫に係る国内預金残高は422兆円、口座総数は約10億口となっているが、そのうち1億円以上の口座は4.5万口の9.2兆円で、全預金残高の約2.2%を占めている<sup>(7)</sup>。もっとも、1口座当たりの預金額でカウントした数値であるため、複数口座で保有している場合も含めると、1億円以上の保有者の割合はもっと高くなるのではないかとと思われる。

一方、海外預金の残高等は不明であるが、それを開設する方法としては、①日本の金融機関を通す方法、②インターネットによる方法、③旅行等で直接海外に行く方法及び④プライベート・バンクを使う方法など多様であり、その開設方法について、市販の出版物や各種ホームページにおいて、ペイオフや資産運用対策として盛んに取り上げられていることから<sup>(8)</sup>、その利用者はかなりの数に上るのではないかと推測される。

ところで、海外投資の運用方法としては預金や投資信託など様々なものがあるが、資金決済には銀行を経由することや預金形態での一時保有があること等を考慮すると、海外預金の把握が最も重要ではないかと考えられるのである。

## (2) タックス・ヘイブンの利用

非居住者に対する税制・金融上の優遇措置を持つタックス・ヘイブンは、①事業外の投資の保持場所、②帳簿上の利益の計上場所及び③納税者の業務や銀行口座の税務調査からの隠匿場所として利用されており<sup>(9)</sup>、海外預金をはじめとした海外投資もタックス・ヘイブンにおいてなされることが多い。そして、タックス・ヘイブンに係る預金残高は不明であるが、国別

- (7) 日本銀行「2005年9月末預金者別預金（金額階層別）」。なお、1口座当たりの平均預金額は約43万円である。
- (8) 海外預金の開設方法の詳細については、岩崎博充『海外預金口座の開設・活用徹底ガイド』（日本実業出版社、2004）、海外投資を楽しむ会『小富豪のためのタックス・ヘイブン入門』（東洋経済新報社、2003）等を参照。
- (9) OECD（水野忠恒監修、高木由利子訳）『有害な税の競争：起こりつつある国際問題』20頁（日本租税研究協会、1998）。

銀行の対外資産残高から判断すると、代表的なタックス・ヘイブンであるケイマン諸島だけで1.2兆ドルと世界6位の残高を占めており<sup>(10)</sup>、その全体としての預金残高は相当の額になるものと思われる。

ところで、タックス・ヘイブンの定義は国によって異なるが、一般的には、無税又は低税率に加え、金融規制等の法制度が緩やかで、しかも銀行秘密が厳格な国・地域（以下「国等」という。）をいうものとされており、その所在は、カリブ海、太平洋諸島、ヨーロッパ、中近東に集中している<sup>(11)</sup>。我が国は、平成4年のタックス・ヘイブン税制改正前はタックス・ヘイブンとして41か国等を特定していたが、現在では税負担が25%以下の国等をいうものとしている<sup>(12)</sup>。これに対して、OECDは、タックス・ヘイブンの判断基準として、①無税又は名目的課税、②有効な情報交換の欠如、③法制度についての透明性の欠如及び④実質的活動の欠如を挙げている<sup>(13)</sup>。

かつて、経済のグローバル化に伴い、各国において海外投資等を誘致するための税の引下げ競争が行われた結果、他国の課税ベースの侵食、足の遅い勤労所得等に対する相対的重課及び資本移転・経済活動の歪曲という問題が生じたことがあった。そこで、OECDはそれらの有害税制を除去するために、1998年の有害な税の競争報告書において、タックス・ヘイブンや加盟国に対し国際的協調による改善を求め、情報交換の強化等の措置を勧告してきた<sup>(14)</sup>。特に、国際的租税回避や資産逃避等の行われやすいタック

---

(10) Bank for International Settlements “Banking Statistics, External positions of banks in individual reporting countries, table 2A” (2005.12)。なお、対外資産残高の最も多い国はイギリスで4.1兆ドルである。また、その他主要な国のそれは、アメリカ1.9兆ドル、日本1.8兆ドル、スイス1.0兆ドル、シンガポール0.5兆ドル、香港0.5兆ドルとなっている。

(11) タックス・ヘイブンの実態については、石弘光「タックス・ヘイブンの実態—中南米6カ国の現地調査報告—」（総合研究開発機構、1990）が参考となる。なお、タックス・ヘイブンは、特別な産業や資源の無い国が外国企業等を誘致するため税率等を低くしている例が多く、オフショア銀行センターとも呼ばれている。

(12) 租税特別措置法66条の6。

(13) 前掲注(9)22頁。

(14) 前掲注(9)43頁以下。

ス・ヘイブンに対しては国際的な監視と圧力を強める反面、対話を実施して技術支援等も行ってきた<sup>(15)</sup>。この結果、多くのタックス・ヘイブンについては、透明性と実効的情報交換を約束するなど一定の歩み寄りを見せてきており、2004 年において、非協力的タックス・ヘイブンとして挙げられている国は、アンドラ、リベリア、リヒテンシュタイン、マーシャル、モナコの 5 か国となっている。

## 2 個人資産家等の状況

### (1) 富裕層の台頭

近年、グローバル化や IT 化が進み所得格差が拡大する中で、個人資産家に関して、富裕層という言葉がよく使われるが、一般的に富裕層とは預金等の純金融資産を 1 億円以上保有する者を指して呼んでいるようである。

野村総研の調査によれば、富裕層の保有金融資産総額は資産デフレのため平成 9 年の 177 兆円から平成 15 年の 163 兆円に縮小しているものの、平成 15 年時点で、純金融資産額 5 億円以上のスーパーリッチ層は約 6 万世帯（全世帯の 0.1%）、同 1～5 億円のマス・アフルーエント層は約 72 万世帯（全世帯の 1.5%）に上ると推計されている。スーパーリッチ層の多くは起業して新規株式公開を行った実業家及びその親族であり、誰であるかは比較的把握しやすいが、それに対し、マス・アフルーエント層は相続等の多様な資産形成による者であってその把握は難しいものの、今後増加が見込まれるとしている<sup>(16)</sup>。

また、メルリリンチ等の推計によれば、100 万ドル超の純金融資産を保有する日本の富裕層は、平成 17 年で 141 万人おり、世界の富裕層人口 870

---

(15) タックス・ヘイブンに対しては、他の国際機関においても、例えば、金融安定化フォーラム（FSF）は国際金融の安定化の観点から、金融活動作業部会（FATF）はマネーロンダリング防止の観点から、様々な働きかけを行っている。

(16) 宮本弘之＝萩本洋子「新たな富裕層マーケティング」知的資産創造 8 月号 16 頁以下（2004）。

万人の16%を占めているとのことである<sup>(17)</sup>。

そして、これらの富裕層に対しては、プライベート・バンク<sup>(18)</sup>等の金融機関が積極的なアプローチを行っていることから、今後、富裕層の海外投資は一層増加していくのではないと思われる。

また、平成13年の年間納税額3千万円以上（所得は約1億円以上）の高額納税者について実態調査を行った結果が発表されており、それによると、その職業は、企業家33.3%、経営幹部11.6%、医師15.4%、芸能人・スポーツ選手2.2%、弁護士0.4%、土地保有者その他38.7%と、企業家及び医師で約半分が占められ、非上場企業の経営者及び医師の約半数には、職業及び遺産の承継が見られるとのことである。更に、企業家や経営幹部は東京や大阪の大都会に多く居住しているが、医師は全国くまなく居住しているとのことである<sup>(19)</sup>。

以上からすると、我が国には多くの富裕層と呼ばれる者が存在するが、その中心を占めるのは企業経営者であり、また、その資産は相続等により承継されていくことが多いものといえよう。

## (2) 非居住者の動向

ところで、我が国税法が適用される可能性を有する非居住者数については不明であるが、その動向を推測できるものとして、外国人登録者数と海外在留邦人数とがある<sup>(20)</sup>。

外国人登録者数については、平成7年末の1,362千人から16年末の1,974千人へ約45%増加している。そして、平成16年末の国籍別内訳では、韓国・朝鮮出身者が607千人で総数の約30%、中国出身者が488千人で総数

---

(17) メリルリンチ=キャップ・ジェミニ「ワールド・ウェルス・レポート2006年版」。

なお、野村総研との推計値が相違するのは、純金融資産の定義が異なることによる。

(18) プライベート・バンカーズ協会に加入しているパートナー形態の本来のプライベート・バンクはビクテ等の13行である。その他プライベートバンク業務を行っている大手商業銀行としてはUBS、クレディ・スイス等が有名である。

(19) 橋木俊昭=森剛志『日本のお金持ち研究』214頁（日本経済新聞社、2005）。

(20) 法務省「平成16年末現在における外国人登録者統計について」、外務省「平成16年の海外在留邦人数調査統計」。

の約 25%と、これらの国だけで半分強を占めている。また、増加率でみると、平成 7 年に 666 千人と約半分を占めていた韓国・朝鮮出身者は漸減している一方、中国出身者は 223 千人から 2 倍強に増加している。上記以外の国で平成 16 年末における外国人登録者数の多い国を増加率と併せて示すと、ブラジル 287 千人 (162.4%)、フィリピン 199 千人 (268.4%)、ペルー 56 千人 (153.7%)、アメリカ 49 千人 (113.1%) となっている。

一方、永住者と長期滞在者を合計した海外在留邦人数については、平成 7 年の 728 千人から 16 年の 961 千人へ 32%増加しているが、永住者は 268 千人から 302 千人への 13%増にとどまっている。平成 16 年における永住者数の多い国は、アメリカ 111 千人、ブラジル 67 千人、カナダ 25 千人、オーストラリア 23 千人、アルゼンチン 11 千人であるが、特にオーストラリアはこの 10 年間で 90%に近い大幅な伸びを示している。また、長期滞在者については、自由職業者の伸びが 10 千人から 22 千人へと大幅な伸びを示しているのが目立っている。

更に、国際結婚も増加傾向にあり、平成 16 年では約 4 万件と総婚姻件数の 5.5%を占めているが、これは 20 年前と比べて約 3 倍の増加となっている<sup>(21)</sup>。

以上から判断すると、非居住者数は増加傾向にあると思われ、また、納税者の国際化が進行していることから、今後は渉外関係の課税問題の増加が見込まれるところである。

---

(21) 厚生労働省「平成 16 年度人口動態統計年報」。

## Ⅱ 海外資産把握についての現状と問題点

海外資産を把握するための方法としては、資料情報制度、質問検査権及び情報交換制度があり、その概要は次のとおりである。

### 1 資料情報制度

所得税法等は、課税所得を補足して適正な課税を達成するために特定の所得等の支払を行った者に対して支払事実に係る調書の提出を義務付けているが、これらは法定資料と呼ばれ、51 種類が定められている<sup>(22)</sup>。しかし、これらの法定資料は、所得の発生に関係するものがほとんどで、資産に関係するものは生命保険金、損害保険金、退職手当金及び信託の 4 種類にすぎない。また、海外取引を把握するものとしては国外送金等調書があるのみである。

国外送金等調書は、平成 10 年の外為法改正により国境を越える資金移動が大幅に自由化され、国際的な税逃れが懸念されたことから、国外への送受金を端緒として国際取引や海外資産形成を把握し適正な課税の確保を図るために設けられたものである<sup>(23)</sup>。これは所得の支払ではなく、送受金の事実を対象としている点で画期的なものであったが、これにより、国内の金融機関は、200 万円を超える国外への送受金について、国外送金等調書を税務署に提出することとされたのである。

しかし、現行制度は国外への送金や国外からの受金があった時点でのものであることから、金融の迂回取引が行われた場合や国外送金から相当期間を経過した場合等における海外資産を把握する手段としては不十分であること

---

(22) 所得税法 225 条等のほか、相続税法や租税特別措置法により規定されている。そして、その実効性を確保するために、所得税法 242 条等により不提出の場合には 1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金が科されるとともに、質問検査権の対象とされている。なお、資料情報制度にはこれらの法定資料の他に、法律の根拠によらない法定外資料も存するが、本稿では海外資産情報の収集を法制度の面から考察することとしているため、法定資料を検討の対象としている。

(23) 国外送金等調書提出法参照。国税庁「平成 10 年改正税法のすべて」246 頁。

は否めない<sup>(24)</sup>。

また、本人口座からの振替送金や本支店間のネットィング決済等は除外されており<sup>(25)</sup>、これらは、個別的な調査を待って初めて把握が可能となるものである。

したがって、国際取引や資産移転が複雑化している現在、海外資産を的確に把握するためには、我が国の国境を出入りした時点だけで捕らえるのでは不十分で、海外資産そのものを補足できる新たな法定資料が必要であると考えられる。

なお、国外送金等調書の様式は法定資料の中で唯一法定されておらず、金融機関の独自様式による提出が可能となっている。そのため、資料情報システムの入力上困難なものが生ずることからその法定化を図るとともに、併せて情報保護及び効率化の観点から磁気媒体による提出を義務付ける必要もあるのではないだろうか。

また、現行法においては、所得税法 232 条の規定により 2000 万円を超える所得を有する個人には所有資産等を記載した財産債務明細書の提出が義務付けられているが、違反した場合の罰則が無いこともあって十分な記載・提出のない場合があるようである。これについても何らかの対応策を考えるべきであるように思われる。

## 2 質問検査権

上記の法定資料以外に、海外資産情報を納税者等から直接的に収集する方法として、質問検査権の行使がある。

所得税法や相続税法は、税務職員に対し、納税者又はその取引関係者及び支払調書等の提出義務のある者に質問し、それらの者の保持する書類等の物

---

(24) 矢内一好「外為法改正と国外送金に係る調書の提出」税務弘報 46 巻 4 号 9 頁 (1998)。

(25) 占部裕典「資料情報制度—現行制度の法的評価と今後の課題—」租税法研究 27 巻 53 頁 (1999)。

件を検査する権限を与えているが<sup>(26)</sup>、この質問検査権の目的は適正公平な課税のために必要な課税資料の収集にあるものとされている<sup>(27)</sup>。ところで、我が国の所得税法等は居住者等の課税所得等について全世界所得課税方式を採用していることから、国外において質問検査権を行使することは許されるものと解されているが、国際法の一般原則によれば、いかなる国も他の主権国家の領域内においてはその国の同意がない限り公権力の行使はできないという制約があることから、その行使に当たっては相手国税務当局との調整が必要となる。しかし、相手国の同意があったとしても、調査対象者から検査を拒否された場合には強行することはできず、また我が国の罰則は他国に適用できないと解されていることからそれに対して罰則を適用することもできない<sup>(28)</sup>。したがって、海外資産を把握するための海外銀行等に対する質問検査には実効性の面において大きな制約が存するものといえよう。また、資料情報制度に比較すると、質問検査権による収集は限定的であるということもいえよう。

なお、平成 15 年の税制改正により、我が国の租税条約の相手国税務当局から刑事事件を除く一般の課税事件に関して情報提供の要請があった場合には、我が国の課税利益がなくとも要請において特定された者に対して質問検査権を行うことができることとされ、それまでの調査権を行使することなく入手できる情報か国内税の調査により得ることができた情報でなければ情報交換の対象にならないという制限がなくなることとなった<sup>(29)</sup>。この結果、租税条

---

(26) 所得税法 234 条、相続税法 60 条。なお、質問に対して答弁しなかったり検査を拒否した場合等には 1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金が科される（所得税法 242 条、相続税法 70 条）。

(27) 金子宏『租税法（第 11 版）』699 頁（弘文堂、2006）。

(28) 永井博「国際化における資料情報制度及び情報交換制度の課題」税大論叢 34 号 404 頁（1999）。

(29) 租税条約実施特例法 9 条、国税庁「平成 15 年改正税法のすべて」492～498 頁。

また、平成 18 年の税制改正により、犯則事件についても、我が国の課税利益にかかわらず、条約相手国の税務当局からの要請に応じて情報収集のための調査を行うことができることとなった（租税条約実施特例法 10 条の 2～4、国税庁「平成 18 年改正税法のすべて」475～480 頁）。

約における相互主義により、我が国も外国税務当局に対してその課税利益に  
関係なく海外資産等の情報入手のための調査を要請することができることと  
なったことから、今後はこの規定の効果的な活用を検討していく必要がある  
と思われる。

### 3 情報交換制度

#### (1) 情報交換の態様

外国から海外資産に関する情報を入手する方法として、租税条約の情報  
交換制度がある。これは、所得税条約等の情報交換条項を根拠として行わ  
れるもので<sup>(30)</sup>、いわば国内の資料情報制度を海外に拡張するものともいう  
ことができよう。

ところで、租税条約は、①国際的な二重課税の排除、②課税権の調整及  
び③税務当局間の国際協力を目的として締結されるが、OECD は、課税ルー  
ルの統一的基準を示すとともに各国租税条約の模範とすべく所得税や相  
続税に係るモデル租税条約を定め、その中に情報交換条項を定めている<sup>(31)</sup>。  
そして、モデル租税条約を規範として我が国が締結している 56 か国との所  
得税条約及びアメリカとの相続税条約においては、スイスを除いてこの情  
報交換条項が含まれている。

なお、具体的な情報交換の態様としては、モデル所得税条約 26 条（以下  
「26 条」という。）の解釈を示したコメンタリーにおいて次のものが挙げ  
られている<sup>(32)</sup>。また、相手国に情報提供要請を行うに当たっては、先ず要

---

(30) 我が国の平成 14 事務年度における実施件数は 237 千件となっている（国税庁『日  
本における税務行政（平成 15 年版）』）。

(31) 所得税については OECD “Model Convention with Respect to Taxes on Income and  
on Capital” (2005) の 26 条、相続税については “Model Estate, Inheritance and Gift  
Tax Convention” (1982) の 12 条を参照。OECD は 1963 年にモデル所得税条約を公表  
後、定期的に改訂を行い、最近は 2000 年、2003 年及び 2005 年に改訂を行っている。  
なお、モデル所得税条約及びそのコメンタリーについては、川端康之『所得と財産  
に対するモデル租税条約』（日本租税研究協会、2003）の和訳がある。

(32) 26 条コメンタリーパラ 9 及び 9.1。なお、情報交換実施の詳細として、OECD は情

請国内で可能な情報入手のための努力を行うものとされている。

① 個別的情報交換（要請に基づく情報交換）

特定の事案に関連して、一方の締約国から情報提供の要請があった場合に、他方の締約国が要請された情報を提供するものである。

② 自動的情報交換

利子、配当、使用料等の情報について、一方の締約国が自動的かつ定期的に提供するものである。

③ 自発的情報交換

一方の締約国が調査等の過程で入手した情報で、他方の締約国にとって課税上有効と認められるものを自発的に提供するものである。

④ 同時税務調査

共通又は関連する利害を有する二か国以上の国々が関連する情報を交換するために、同時にかつ各自の領域で独立に税務調査を行い、情報を入手するものである。

⑤ 海外税務調査

一方の締約国の調査官が他方の締約国の許可を得た上で、その領域に入り、調査を行って情報を入手するものである。

上記態様のうち、海外金融資産やその利子等を把握するためには、自動的情報交換を活用して多くの資料を収集することが重要であると思われる。また、情報交換は原則として文書により行われるが、時間を要することから、迅速な対応が必要な場合には、海外税務調査を行うことが有益であろう。

（２）情報交換の制限

情報交換は租税条約上の義務であるが、条約の規定する情報交換の対象

---

報交換マニュアル（“OECD Manual on the Implementation of Exchange of Information Provisions for Tax Purposes – General and Legal Aspects of Exchange of Information”（2006））を定めている。また、我が国においては、国税庁が事務運営指針（平成 15 年 4 月 7 日付官際 1-20 ほか「租税条約に基づく相手国との情報交換手続について」）を設けている。

税目に関して行われる。ところで、情報交換の対象となる税目については、2000年の26条1項の改訂により、「条約が適用される租税」から「全ての種類の租税」に拡大されたが、上記改訂後に我が国が新たに締結した条約（2004年アメリカ、2006年イギリス）を除く大部分の所得税条約については、所得税等に限定されたままである<sup>(33)</sup>。これでは、相続税や贈与税に係る海外資産情報を入手しようとしても個別的信息交換等の要請ができないなど不十分であることから、情報交換の対象税目の拡大を図っていく必要があるように思われる。

また、26条3項においては、1項の情報交換義務が解除される場合として、①法律的及び行政慣行上の相互主義が欠如している場合、②営業上の秘密である場合及び③情報の開示が公の秩序に反する場合が規定されているが<sup>(34)</sup>、これらのうち、営業上の秘密及び公の秩序が情報交換上問題となることは少ないものと認識されていることから<sup>(35)</sup>、情報交換に当たっては、相互主義<sup>(36)</sup>が重要となってくるのである。

ここで、相互主義とは、相手国若しくは自国の法令又は慣行において認められていない行政上の措置を実施したり、相手国若しくは自国の法令又は行政の通常の運営においては入手できない情報を提供する必要はないとするものである。

また、相互主義には法律上の相互主義と実際上の相互主義とがあるとされる。法律上の相互主義とは要請された情報を収集するための手段が両締

(33) 我が国が締結している所得税条約における情報交換の対象税目については、①全ての税目（2か国）、②所得税・法人税（12か国）、③所得税・法人税・住民税（41か国）、④所得税・法人税・住民税・事業税（1か国）となっている。

(34) 川田剛＝徳永匡子『OECD モデル租税条約コメンタリー逐条解説』419頁（税務研究会出版局、2006）。

(35) 26条コメンタリーパラ19.2及び19.5参照。

(36) 相互主義とは、国際関係にあっては観念的には国家の主権平等の原則に基づくものであって、複数の諸国が相互に同一又は等価の権利及び利益を供与し、あるいは義務と負担を引き受けることを約束することによって、相互の間に待遇の均等を維持する関係に立つことを意味する。相互主義は「条約の本質」であり、あるいはすべての国際合意を規定するものである（松井芳郎「国家管轄権の制約における相互主義の変容」山本草二先生古稀記念『国家管轄権』43頁（勁草書房、1998年））。

約国において法律上均衡していることを、実際上の法律主義とは交換された情報の量や質、費用対効果といったもののバランスがとれていることを意味している。なお、この実際上の相互主義は、実際に行われた共助の内容を問題にしているが、それは長期的観点から考慮されるべきものと考えられている<sup>(37)</sup>。

しかし、相互主義の原則を余り厳格に適用すると、実効的な情報交換を損なうことから、それは広い意味に、かつ、実践的に解釈すべきであるとされ、また、情報の入手と提供に関する仕組みは国ごとに相違している部分が多いことから、この慣行や手続の違いが重大でない場合には、要請を拒否すべきではないものとされる<sup>(38)</sup>。また、両締約国の情報制度の仕組みが大きく相違する場合には情報交換がほとんど行われないこととなるが、そのような場合には情報交換の範囲を拡大すべきであろう<sup>(39)</sup>。

更に、情報交換により入手した情報は、26条2項において、自国の国内法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとされているが、我が国は、国内法に基づいて得た情報に厳格な守秘義務が課されていることから、要請国が同等の守秘義務規定を有しない限り、要請された情報を提供することは困難である旨表明している<sup>(40)</sup>。したがって、そのような場合には、情報交換は実施されないこととなろう。

### (3) 海外銀行情報の入手

2005年に追加された26条5項においては、単に銀行その他の金融機関が情報を保有しているという理由だけで情報提供を拒否することはできない旨規定している。これは、顧客に対する銀行秘密については、一般の第三者に対する開示の拒否は認めつつも税務当局に対しては税法の執行上できるだけ開示を認めることが望ましいという考え方に基づくものであ

(37) 「国際課税問題研究会における議論の概要」国際税務7巻5号45頁(1987)。

(38) 26条コメンタリーパラ15、川田ほか・前掲注(34)419～420頁。

(39) 26条コメンタリーパラ18。

(40) 26条コメンタリーパラ20、川田ほか・前掲注(34)425頁。

る<sup>(41)</sup>。したがって、海外預金等の情報は原則として租税条約により入手することが可能であるといえよう。

しかし、顧客の守秘義務を銀行法により厳しく規定しているスイスについては問題がある<sup>(42)</sup>。スイスは、租税条約の情報交換に関しては、情報交換条項の有無にかかわらず租税条約の適正な執行と脱税等の防止に必要な情報についての提供は行うが、銀行秘密等に関わる情報提供は認められないという限定的な立場を取っており<sup>(43)</sup>、26条1項及び5項も留保している<sup>(44)</sup>。また、スイスにおいては、単なる租税回避は行政罰の対象となるのみで、犯罪となるのは税詐欺（納税者が税務当局を騙す目的で、偽造、変造又は虚偽の文書を用いることをいう。）に当たる場合のみとされている。そして、銀行秘密の解除は刑事事件に限ってなされることから、銀行情報等が提供される場合は極めて限られており<sup>(45)</sup>、一般の租税事件については、銀行情報を入手することはまず不可能であろう。

また、同じく2005年に追加された26条4項では、自国の課税利益がない場合であっても要請された情報を入手するために情報収集のための措置をとることとされているが、シンガポールや香港は自国の課税利益がなければ銀行情報を収集できないため提供できない場合があるとしていることから、これらの国についても銀行情報入手上の制約があることとなる。

そのため、富裕層が利用するとされるスイスやシンガポールのプライベート・バンク等からの銀行情報の入手には大きな困難が伴うといえる。し

(41) OECD “Tax Co-operation Towards a Revel Playing Field” p.12(2006)。

(42) スイス銀行法47条は、銀行秘密を漏泄した者は、6月以下の懲役又は5万フラン以下の罰金に処す旨定めている。

(43) 中里実「ヨーロッパにおける租税情報の国際的な交換」『国際商取引に伴う法的諸問題(6)』104～107頁（トラスト60、1997）。

(44) 留保は条約の条文に合意できない加盟国が付すものであり、その結果、自らに対する適用は排除される。

なお、26条5項については、オーストリア、ベルギー及びルクセンブルクも留保している。

(45) 森元良幸「スイスの組織犯罪対策(下)」警察学論集55巻10号165～166頁(2002)。

かし、それらの利用者は富裕層の中でもある程度限られているように思われることから、所得等から判断して当該取引が見込まれる者の調査を通じてその実態を把握していくことが考えられよう。

### Ⅲ 海外資産把握に係る主要国の施策

海外資産の把握のために OECD 及び EU 諸国が行っている主な施策は、次のとおりである。

#### 1 OECD諸国の情報申告

OECD 諸国の約半数は、海外資産把握のために納税者に対して海外預金口座の情報申告を課している<sup>(46)</sup>。主要国の海外預金等に係る情報申告制度の概要は次のとおりであり<sup>(47)</sup>、一定の効果を上げているようである。我が国も海外資産を把握する上での海外預金等の重要性に鑑み、その情報申告について今後検討していく必要があるように思われる。

##### (1) アメリカ

暦年中において一時的にでも 1 万ドルを超える海外預金口座等を有していた居住者等は、その情報を財務省に対して報告する義務がある<sup>(48)</sup>。

また、1 万ドルを超える通貨等をアメリカから持ち出し、又は持ち込もうとする者は税関への申告義務が課されているほか、金融機関は 1 万ドルを超える現金の国内外移転についてのデータを提供する義務がある<sup>(49)</sup>。

なお、アメリカにおいては納税者番号制度を伴う総合課税を採用していることから、海外資産以外にも広汎な情報申告制度が整備されており、無申告の場合の担保として、罰則等に加え強力なサモンズ<sup>(50)</sup>が存在する。

---

(46) 具体的には、ベルギー、カナダ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、フランス、アイスランド、ルクセンブルク、メキシコ、ノルウェー、スペイン、スイス、トルコ及びアメリカの 14 か国である。OECD “Improving Access to Bank Information for Tax Purposes” p.101(2000)。

(47) 以下の記載は、中里・前掲注(2)218～221 頁、税制調査会平成 12 年 7 月「わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－」382 頁、永井・前掲注(28)23～28 頁、税理士法人 トーマツ＝Deloitte Tax LLP 編『米国税務申告ハンドブック』264 頁（中央経済社、2006）等による。

(48) 通貨・海外取引報告法、連邦規則 103.24

(49) 通貨・海外取引報告法、連邦規則 103.23

(50) サモンズについては、金子宏「アメリカにおける税務調査－質問検査権を中心と

## (2) フランス

海外に金融機関の口座を開設・閉鎖・保有する者は、それらの口座情報等を報告する義務が課されている<sup>(51)</sup>。

また、居住者は7,600ユーロ以上の海外送金について報告する義務があるほか、金融機関はクロスボーダーの資金移動について記録保存義務があり、税務当局の要求があれば提出することとされている<sup>(52)</sup>。

なお、フランスでは富裕税が存在し、海外資産を含めて一定額以上の資産を有する者に申告の義務が課されている。

## (3) カナダ

カナダに居住する個人等で10万カナダドルを超える海外資産を保有する者は、税務当局に対し、資料提出義務がある<sup>(53)</sup>。

## (4) スウェーデン

海外資産を保有する居住者は、税務当局が必要に応じて保有先の海外銀行等へ照会ができるように同意書を提出するとともに、当該銀行等から税務当局へ取引状況の報告がなされるようにする義務がある。

## (5) イギリス

海外預金等の情報申告制度はないが、税務当局は国外に在る同族会社の持分を有する者に対して会社資産に係る資料提出を要求できるほか<sup>(54)</sup>、当該同族会社の設立又は管理等に関連して、銀行等が顧客の代理人として行った取引の報告を求めることができるものとされている<sup>(55)</sup>。

## (6) ドイツ

海外預金等の情報申告制度はなく、租税通則法の一般収集規定により、

---

して一」日税研論集9巻（税務研究センター、1989）、増田英敏「アメリカ合衆国の税務調査と納税者の権利」『租税行政と納税者の救済』（中央経済社、1997）等を参照。

(51) 租税一般法典 1649 A。

(52) 租税手続法 96 A。

(53) 所得税法 233. 3。

(54) 納税管理法 28。

(55) 所得法人税法 745。

課税資料を収集している。

## 2 OECDグローバル・フォーラム

OECD は、グローバル・フォーラムという多国間の枠組みの中で、税制の透明性と情報交換における公平な機会の実現を目指して 2002 年以降ケイマン諸島等の非加盟国と対話を行っているが、2005 年 11 月に開催されたメルボルン会合に参加した 82 か国等についてのそれらの法的・実務的枠組みを比較検討した報告書によれば、現状は次のとおりとなっている<sup>(56)</sup>。

- ① 82 か国等のうち 70 か国等が租税条約、情報交換協定による情報交換システムを有している。なお、これらの国等が締結している二国間の租税条約は 1728、情報交換協定は 46 となっている。
- ② 情報交換に関して、自国の課税利益を必要とする国はキプロス、香港、マレーシア、フィリピン及びシンガポールの 5 か国がある。
- ③ 情報交換システムを有する全ての国において、交換された情報に関して守秘義務が定められている。
- ④ 銀行秘密は 82 か国等全てにおいて認められているが、そのうち制定法により規定されているのは 60 か国等である。
- ⑤ 82 か国等中 77 か国等において税関連情報交換目的で銀行情報を行政当局に入手する権限が認められている。
- ⑥ 行政目的での銀行情報の入手については、50 か国等があらゆる場合に入手できるが、情報交換目的で 10 か国等は特定の限られた場合にしか入手できないほか、20 か国等は入手することができない状況にある。
- ⑦ 自国の課税利益を有する場合にしか銀行情報を入手することができない国は、キプロス、香港、マレーシア及びシンガポールの 4 か国がある。なお、フィリピンでは自国の課税利益があれば、銀行以外の金融機関からあらゆる税関連情報を入手することができるものとされている。

---

(56) OECD・前掲注(41)。なお、本会合には加盟国 30 か国のほか、タックス・ヘイブンからも約 40 か国が参加している。

以上のように、透明性と実効的情報交換に関して大部分の国において進捗が見られるものの、情報交換に当たって自国の課税利益が必要であることを求めているなど情報交換の不完全な国等も依然としてあることから、OECD は、そのような国等に対して、現行制度を見直し、その結果を次回のグローバル・フォーラムに報告することを求めている。また、二国間の租税条約や情報交換協定ネットワークの重要性を指摘して、OECD 加盟国と非加盟国との間の租税条約及び情報交換協定を巡る二国間交渉の一層の促進を求めている<sup>(57)</sup>。

香港やシンガポールの銀行に対しては我が国からも多額の投資がなされていることから、フォーラムの場において我が国も一層の情報交換を求めている必要がある。

### 3 EUの利子課税指令

今後の情報交換のあり方に影響を与えるものとして、EU の非居住者に係る利子課税指令があるため、その概要について触れると次のとおりである<sup>(58)</sup>。

1993 年に成立した EU は、間接税については統一の合意を見ているものの<sup>(59)</sup>、直接税については未だ各国の主権に委ねている。そして、EU の意思決定においては、一般に国の規模等によって投票力に相違があるところ、税制に関しては各国に同等の投票力が与えられ、しかも全会一致原則が採用されていることから、域内の税制調和には困難が伴う状況にあった。

しかし、1999 年にユーロという単一通貨が導入され、為替リスクがなくなると、個人資産家等の投資先は居住国を超えて域内全体に広がることとなっ

---

(57) OECD “OECD Global Forum on Taxation reviews progress on transparency, information exchange” (2005)、荒木知「透明性と情報交換に関する OECD グローバル・フォーラムの活動」国際税務 26 巻 1 号 8 頁 (2006)。

(58) 以下の記載は、EU “Council Directive 2003/48/EC” (2003)、岡直樹＝横山玄「EU におけるタックス・パッケージ合意について」国際税務 23 巻 8 号(2003)、村井正・岩田一政『EU 通貨統合と税制・資本市場への影響』246 頁以下 (日本租税研究協会、2000)、Europa “Taxation of savings income” <http://europa.eu/scadplus/leg/en/lvb/131050.htm> による。

(59) EC 条約 93 条、単一欧州議定書。

たが、金融資産から生ずる非居住者の利子所得に関してルクセンブルク等のように非課税としている国もあったため、投資資金がそれらの国に流入し、他の加盟国の課税ベースの浸食や域内市場の経済的歪みが生ずることとなった結果、それら有害税制の阻止が不可欠の課題となったのである。このような状況において、EU 理事会は 2003 年 6 月に、利子所得課税や法人課税の問題を巧妙に組み合わせるタックス・パッケージにより、域内非居住者に係る利子課税指令の合意に達した。これは、EU 域内の個人が受け取るクロスボーダー利子について、最終的には情報交換による課税を目指しつつも、当面は情報提供制度と源泉徴収制度の二つの税制の共存を認めるというもので、その狙いは EU 内に居住する個人に対する利子課税の実効性を図ることにある。

この利子課税指令は、2005 年 7 月に発効しているが、情報提供制度を選択した加盟 22 か国は、国内の支払機関から通知された利子所得に関する情報を非居住者の居住国の税務当局に、少なくとも 1 年に 1 度、相互主義にかかわらず自動的に提供することとなった。

これに対し、銀行秘密制度を有するオーストリア、ベルギー、ルクセンブルク（以下「オーストリア等」という。）は、非居住者に係る銀行秘密を維持するものの、その代わりに 15%（2005. 7～2008. 6）、20%（2008. 7～2011. 6）、35%（2011. 7～）の段階的な税率で源泉徴収を行い、その 75%相当額を居住地国に移転することとされたのである。なお、EU が非加盟国のスイス、アンドラ、リヒテンシュタイン、モナコ、サン・マリノ及びアメリカと情報交換を行うことを約束したときには、オーストリア等も情報提供制度に移行することになっている。

また、銀行資金原資の 3 分の 2 は EU 域内からといわれるスイスとの間においても、上記利子課税指令と同様の協定が締結されたが、スイスはオーストリア等と同じ条件で源泉徴収を行い、同税収の 75%を居住国に支払うこととしている。

なお、EU は、利子課税指令と同様の合意をリヒテンシュタイン、アンドラ、モナコ、サン・マリノのほか、加盟国の属領等であるアンギラ、アルーバ、

英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、ガンジー、マン島、ジャージー、モンセラト、オランダ領アンティルス及びタークス・カイコス諸島とも締結しているが、その他の地域への拡大も考えているとのことであり、その影響は大きいのではないと思われることから、今後その動向に注視していく必要があるだろう。

## IV 今後の対応策

以上の検討を踏まえ、今後、海外資産の把握のためにどのような対応策をとるべきかについての私見を述べることにしたい。

### 1 租税条約の整備

#### (1) 情報交換ネットワークの拡大

租税は国家主権に直接かかわるものであり、世界主義や地域主義には最もなじみにくいことから、各国の課税権の調整は、二国間主義を原則として、租税条約を通じて行われてきた<sup>(60)</sup>。そのため、先進国間の意見交換の場としての OECD 租税委員会において、課税ルールの統一的基準を示すとともに各国租税条約の模範とすべく所得税や相続税に係るモデル租税条約が定められてきたのであるが、各国の租税条約の内容は、それぞれの締結国間の交渉結果や国内政策とのバランス等を反映して様々なものとなっているのが現実である<sup>(61)</sup>。

ところで、租税条約は、①国際的な二重課税の排除、②課税権の調整及び③税務当局間の国際協力を目的として締結されているが、海外資産情報等を入手して納税者のコンプライアンスの維持・向上を図るという観点からは情報交換条項が最も重要であるように思われる<sup>(62)</sup>。なお、この点に関

(60) 浅川雅嗣「我が国の新しい租税条約ポリシー—日米新租税条約を中心に—」『国際課税の理論と課題』60 頁（税務経理協会、2005）。

また、小寺彰教授は、租税法分野における管轄権調整が円滑に実施されているのは、二重課税の防止に各国が合意したためであるが、それが可能だった理由として、租税法分野の管轄権重複の解決がつまるところ租税債権（金銭）の分配によるということを指摘しておられる。（小寺彰『パラダイム国際法』105 頁（有斐閣、2004））。

(61) 世界には 2000 を越える租税条約のネットワークが存在するが、モデル租税条約と全く同じ二国間条約は存在しないといわれている。大西靖「税制メールマガジン」ファイナンス 42 巻 1 号 78 頁（2006）。

(62) なお、相手国に情報を提供しても自国の税収増加にはつながらないことから、各国が情報交換を行うインセンティブは無いのではないかという疑問については、経済学的な検討の結果、インセンティブの存在が肯定されていることから、情報交換

しては、本庄資教授が「全世界所得課税を行う国は、外国領土内で税務調査権や徴収権をその外国の承諾なしで行使することができないので、国内法及び租税条約に従って適正な課税を実現するには必要な課税資料を世界各国から収集しなければならない。ここに各国が相互に情報を交換することが共通の利益になる理由がある。また、世界各国間に情報交換のネットワークが存在することが、国際的に活動する企業の正直な申告又は一定水準のコンプライアンスを維持するためのインフラストラクチャーとしても必要である。各国がそれぞれ適正な課税を行う上で、現時点では情報交換規定が最も重要な規定といえる<sup>(63)</sup>。」と強く指摘されているところでもある。

我が国は、租税条約の締結に当たっては、モデル租税条約を模範として、所得税条約を 56 か国と、相続税条約をアメリカとのみ締結しているが、欧州主要国の条約数は我が国の 2 倍を超えていること並びに我が国の所得税条約のネットワークは対外直接投資残高の約 8 割をカバーしているとも言われているが、金融の迂回取引や生産拠点等の海外移転が進み当該残高だけでは経済の全体像を反映しなくなっていることを考えると、今後更に、租税条約の拡大を図っていく必要があるように思われる<sup>(64)</sup>。そして、海外資産情報の入手を可能とする情報交換ネットワークの量的並びに質的拡大を図ることにより、クロスボーダー取引にアクセスできる納税者が、国内だけで活動している納税者に比べて、より大きな脱税及び租税回避の可能性を持つことを防止していく必要があろう<sup>(65)</sup>。

---

は有効に機能するものといえよう。大野太郎「租税条約における情報交換規定の考察」『経済政策ジャーナル』3 巻 1 号（2005）参照。

(63) 本庄資『租税条約』225 頁（税務経理協会、2000）。

(64) 本庄資「一筆啓上」納税通信第 2987 号 4 頁（2005）。

(65) 平成 14 年 6 月の税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」においても、「グローバル化に対応し適正な執行を確保する観点からは、租税条約等に基づく外国当局との情報交換を活用し国外情報へのアクセスの充実を図ることが重要である。」と述べている。

## (2) 二国間条約の改定

情報交換の対象となる税目については、前述したように、2000 年に 26 条が改訂され、「条約が適用される租税」から「両締約国又はその地方政府等によって課される全ての種類の租税」に拡大された。これは、情報交換の重要性に鑑み、租税条約が規定する恩典の付与とは関係なく、自国の租税に関する執行上必要な情報をできるだけ求められるようにする理由によるものである。この結果、所得税条約によっても相続税や贈与税についての情報交換を行うことが可能となったのである。

そして、現在、上記改訂後に我が国が新たに締結した所得税条約（2004 年アメリカ、2006 年イギリス）においては、全ての税目についての情報交換が可能となったが、それ以前に締結した大部分の条約については、各条約で適用対象とされている所得税や法人税等に限定されたままである。これでは、相続税や贈与税に係る海外資産情報を入手しようとしても個別的な情報交換等の要請ができないなど不十分である。

そこで、我が国が締結している上記両国以外の所得税条約についても、その情報交換条項を順次改訂し、情報交換ができる税目の範囲を全ての種類の租税に拡大して、様々な海外資産情報が入手できるようにする必要があると考える。

特に、我が国の外国人登録者<sup>(66)</sup>（約 200 万人）の半分強を占める韓国・朝鮮及び中国国籍者（約 110 万人）に関しては、相続税の対象となる者も多く含まれていると思われることから、これらの国についてはその必要性が高いのではないだろうか。

また、資産や納税者の国際化が進む現在、情報交換のみならず、資産課税における国際的二重課税等を排除していくためには、相続税条約の拡大も今後検討していく必要があるのではないかと思われる。

---

(66) 法務省・前掲注(20)。

### (3) タックス・ヘイブンとの情報交換

無税又は低税率のタックス・ヘイブンとの間ではそもそも控除すべき二重課税が生じないことから、租税条約は締結しないのが原則とされているが、OECDは有害な税競争に対する取組みの中で、タックス・ヘイブンとの情報交換の強化のために、情報交換条項に特化した情報交換モデル協定を2002年に公表して、その締結を勧告している<sup>(67)</sup>。このモデル協定はOECD加盟国と非加盟11か国（アルバ、バーミューダ諸島、バハレーン、ケイマン諸島、キプロス、マン島、マルタ、モリシャス、オランダ領アンティル、セイシェル、サンマリノ）との協議により作成されたものである。

そして、現在、情報交換に最も積極的なアメリカはケイマン諸島等の8か国等と<sup>(68)</sup>、オランダはマン島と、オーストラリアがバーミューダ諸島とそれぞれ情報交換協定を締結している。

この情報交換協定は16条からなり、モデル所得税条約における情報交換条項と比べて、個別の情報交換に限られることや受領した情報の監督機関への開示が認められないこと等の相違点もあるが、基本的な考え方は同じである。

我が国は、現在、タックス・ヘイブンとは何らの租税条約を有していないことから、情報交換ネットワークは講じられていないが、タックス・ヘイブンは租税回避に絡む国際取引や海外資産の運用等において重要な役割を占めていることから、我が国においても上記各国の運用状況等を踏まえ、今後、タックス・ヘイブンとの情報交換協定の締結について検討していく必要があらうと思われる<sup>(69)</sup>。

(67) OECD “Agreement on Exchange of Information on Tax Matters” (2002)。

(68) アメリカはOECDの活動に先んじて近隣のタックス・ヘイブンと情報交換協定を締結してきたが、その締結に当たっては、マネーロンダリング対策をはじめとした攻撃に加え、観光収入に多くを依存しているカリブ海諸国の弱みを突いて、アメリカ企業の会議をこれらの諸国で開催した場合の旅費について、情報交換協定を締結した場合にはその損金参入を認めるなどのアメとムチを駆使した政策を行ってきたとされる（矢内一好「米国の情報交換協定」税務事例34巻7号46頁(2002)）。

(69) 平成14年6月の税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」においても、

また、タックス・ヘイブンを利用した国際課税上の問題については、OECD 租税委員会等の場において関係各国と引き続き情報交換を実施して対応策を協議していくことも重要であろうと考える。

#### (4) 多国間税務執行共助条約の検討

二国間の租税条約では実体法に関する規定が主であるが、国際関係が緊密化するに伴い税務執行の手法に係る条約が必要とされるようになったことから、OECD 及び欧州評議会により検討され、1988 年に署名のための開放、1995 年に発効がされた多国間条約がある<sup>(70)</sup>。現在、その締結国はアメリカ等の 13 개국<sup>(71)</sup>であるが、複数国に跨る国際取引が活発になってくるに伴い、関係諸国で同時に調整を要するような問題が生じてきていることから、近年注目を集めている<sup>(72)</sup>。なお、本条約には、OECD 及び欧州評議会いずれかの加盟国が加入できるものとされている。

この条約は、徴収共助、文書送達及び情報交換の諸条項からなっており、徴収共助及び文書送達については留保が認められているが、情報交換については無条件の受入れが求められている。そして、対象税目は関税を除く

「グローバル化に対応して適切な執行を確保するには、国外に所在する課税情報への執行当局のアクセスを充実していくことが重要となる。国際的には、最近多くのタックス・ヘイブンが OECD に対して実効的な情報交換の実現を約束するなど、執行当局間の情報交換を強化する動きが顕著である。わが国も、今後租税条約に基づく情報交換の拡充を図るほか、タックス・ヘイブン等との間では情報交換協定の締結を検討していかなければならない。」と述べている。

- (70) OECD “Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters” (1988)、矢内一好「多国間税務執行共助条約の動向」税務事例 37 巻 1 号 40～41 頁 (2005)。
- なお、本条約は、国際刑事警察機構 (INTERPOL) に並び称されるようないわば国際税務執行機構の創設を目指していたとされる (租研事務局「税務執行共助条約の内容とその行方」租税研究 468 号 62 頁 (1988))。
- (71) 締結国は、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、アメリカ、アイスランド、オランダ、ポルトガル、ベルギー、フランス、ウクライナ、カナダ、イタリアの 13 개국であり、そのうち我が国と所得税条約を締結していない国は、アイスランドとポルトガルの 2 개국がある。
- (72) 多国間条約のメリットとしては、①条約の規定の解釈・適用の統一性を高められること、②一挙に最新の内容に条約を改訂できること、③各国の租税政策上の要請を調整し、それらを一つの条約の中でバランスよく表現できること等が挙げられる (「トピックス」国際税務 3 巻 6 号 5 頁 (1983))。

全ての租税（州税及び地方税を含む。）としていることや海外属領に対する拡大適用の途が開かれているなど、適用範囲の広さに特徴がある<sup>(73)</sup>。

我が国は、要請国の租税に対して優先権が与えられていないなど円滑な共助が実施できないことを理由として多国間条約に加盟していないが、アメリカは徴収共助と文書送達条項については留保した上で情報交換条項についてのみ参加している<sup>(74)</sup>。二国間租税条約の締結には両締約国の合意のために多大な労力と時間を要することから、租税条約として完全なものではなくとも、情報交換に絞った条約として活用する意味もあろうかと思われ、各国の運用状況等をも踏まえた上で、今後検討を行っていく必要があるのではないかと考える。

## 2 国内法の整備

以上、情報交換ネットワーク拡大の必要性を述べてきたのであるが、情報交換には相互主義の制約があること及び租税条約未締結国からは海外資産情報を入手できないことを考えると、我が国の国内法を整備して法定資料の拡充を図ることも必要であろうと思われる。具体的には次のものが挙げられよう。

### （１）海外預金等に係る情報申告

所得と資産との間には、所得の蓄積により資産が形成されるとともに、資産の運用により所得が発生するという密接な関係があることから、海外資産の把握に当たっては、所得・資産両面からのアプローチが効果的であると思われる。しかし、国際取引においては、取引相手等が国外におり、その者に所得又は資産資料の提出義務を課すことができないという大きな問題があることから、国内において資産資料を整備して補完することが必要となろう<sup>(75)</sup>。

---

(73) 租研事務局・前掲注(70)63～64頁。

(74) 矢内・前掲注(70)40～41頁。

(75) 永井・前掲注(28)483頁。

ところで、従来の法定資料については事務負担を考慮して金融機関や事業者から提出させていたように思われ、納税者から提出させる資産資料等は見当たらないのであるが、管轄権の制約等から把握の困難な海外資産、とりわけ国際取引において重要な役割を果たしている銀行等との取引に係る海外預金等の情報は、適正な課税を実現する上で不可欠であると認められ、また、平成 18 年からの公示制度の廃止に対する代替措置として金融資産等に係る資料情報制度の充実が必要であると考えられること及び一定額以上の所得を有する者については既に財産債務明細書により保有資産の申告を義務づけられていること<sup>(76)</sup>をも併せ考えると、OECD 諸国の多くで整備されているように、一定額以上の海外預金等については、納税者が税務当局に情報申告するようその導入を検討すべきであると思われる<sup>(77)</sup>。

## (2) 利子等の支払調書の停止措置の解除

ところで、一定額以上の海外預金等を有する納税者に対して情報申告を義務化するに当たっては、他の法定資料と同様に質問検査権の行使や罰則の適用により担保することが考えられるが、納税者が申告しない限り税務当局は当該情報を入手することができないという限界があることから、別の方法により海外預金等を把握できるよう整備する必要があるように思われる。具体的には、租税条約の自動的情報交換により、外国税務当局から

---

(76) 税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」(2002. 11)においては、公示制度に関して、「第三者による監視という制度本来の意義に疑問が呈されており、今後、制度の廃止を含めて検討する必要がある。その際、国民一般から見て申告納税制度の信頼度が低下することは好ましくないため、公示制度の廃止の代替という観点からも、グローバル化や情報化・電子化の進展と対応して、資料情報制度の充実等納税環境整備についてあわせて検討する必要がある。」と述べている。

(77) OECD の有害な税の競争報告書においても、居住者のクロスボーダー取引や海外活動に対する資料情報制度を持たない国は、そのような制度の導入を検討し、各国はこれらの制度から得られた情報を交換するものとされているところである (OECD・前掲注(9)47 頁)。また、本庄資教授も我が国の税務行政支援策の一つとしてアメリカのような情報申告制度の導入が必要である旨指摘されている (「米国の税務行政からみた日本の税務行政の諸問題(下)」税理 48 巻 8 号 10～11 頁(2005))。

間接的に海外預金等の情報を入手する方法がそれである。しかし、租税条約の情報交換に当たっては相互主義が原則とされることから、そのためには、我が国においても相手国が必要とする預金情報等（非居住者の預金口座情報等）を提供できるように資料情報制度を整備しておく必要があるだろう。

これに関して、我が国では現在、非居住者を含む個人については、昭和63年の所得税法等の改正により個人の預金利子が源泉分離課税とされたことに伴い利子等の支払調書の提出義務が停止されていることから<sup>(78)</sup>、預金口座に係る情報は入手されない状況となっている。これについて、金子教授は、「この停止措置は、金融機関にとっては費用の節約となるし、利子所得の課税上はなんの問題もないから、一見したところでは合理的な措置のように見える。しかし、利子所得の基因となる預貯金の中には種々の脱漏所得が入り込んでいる可能性が大きいから、この停止措置は好ましいものではない<sup>(79)</sup>。」と問題点を指摘されているところでもある。

したがって、金融機関の事務負担も考慮した上、個人又は少なくとも非居住者の一定額以上の預金に対してはこの停止措置を解除して、その法定資料化を図る必要があるように思われる。

---

(78) 租税特別措置法3条3項。

(79) 金子宏「民主的税制と申告納税制度」税研13巻76号20頁(1997)。

## V 法制の異なる海外資産に係る課税上の問題

### 1 ジョイント・テナンシー

様々な法制度を有する海外諸国には我が国の法制と異なる資産が存在している。そして、そのような資産の取得に当たっては当該資産を規律する外国私法の規定に従うわけであるが、当該規定の内容によっては我が国の課税上の問題を惹起する場合がある。

そのような例の一つとして、ジョイント・テナンシー（共有財産権）がある。ジョイント・テナンシーとは、アメリカ等の英米法系の国において見られる共同所有形態の一つで、通常は夫婦や親子等の2人以上の者で不動産や動産を所有している場合に、合有者の1人が死亡すると当該持分は相続とは別の法理により自動的に他の生存合有者に移転するという特徴（生存者権）を有するものである。ジョイント・テナンシーが成立するためには、①全合有者が同時に所有権を取得すること、②全合有者が同一の証書によって所有権を取得すること、③各自の持分割合が均等であること及び④各自が財産全体を占有していることが要件とされており、また、それが利用される理由としては、①相続法上の遺産管理手続を経る必要がないこと、②簡易・迅速に財産を移転できること及び③特定の相続人の権利を廃除できること等が挙げられている<sup>(80)</sup>。

このようなジョイント・テナンシーに関して、現在、カリフォルニア州の不動産に係る贈与税事件が訴訟中であり、日本居住の親からアメリカ居住の息子に贈与された場合に、その贈与時期は民法とカリフォルニア州法のいずれにより判定されるべきかが一つの争点となっている。

以下では、この取得に係る問題について、税法における準拠法の適用を中心に検討を加えることとしたい<sup>(81)</sup>。

---

(80) 松岡章夫「海外財産の相続と相続税法～ハワイ州におけるジョイント・テナンシーを糸口として」国際商事法務 23 巻 11 号 1165 頁以下(1995)。

(81) かつてハワイ州のコンドミニアムに係るジョイント・テナンシーの相続税課税の

## 2 海外資産の取得と準拠法の適用

### (1) 借用概念と租税法の解釈

#### イ 民法とカリフォルニア州民法典の規定

贈与については、諸外国においては要式契約とするものが多いが、我が国は「当事者ノ一方カ自己ノ財産ヲ無償ニテ相手方ニ与フル意思ヲ表示シ相手方カ受諾ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ス」る諾成契約（民法 549）であると定めている。

また、財産の意義については、民法上明文の規定はないが、一般的に「経済的価値を有する物及び権利義務の集合<sup>(82)</sup>」と解されている。

ところで、民法上は「財産の取得」という用語は直接的には使用されていないものの、「所有権の移転」と同義であると解されている。そして、物権の変動については、「物権ノ設定及ヒ移転ハ当事者ノ意思表示ノミニ因リテ其効力ヲ生ズ」（民法 176）と定められているところ、判例・通説は、売買や贈与など物権の変動を目的とする契約には、特に反対の事情が存在しない限り、既に物権変動の意思表示が含まれているから、この契約の効力発生と同時に物権変動の効果も生ずるとし、ただ、直ちに物権変動の効果を生ずるについて障害がある場合（不特定物や他人の物の贈与など）は、これらの障害の除かれることを停止条件として、この停止条件が成就した時に、当然に物権の変動が生ずるものとしている<sup>(83)</sup>。

以上の我が国の法制に対して、カリフォルニア州民法典においては、不動産の売買や贈与は、捺印証書(deed)という厳格証書によらなければ成立せず、また、当該捺印証書が有効であるための要件として、①資格

---

適否が問題となった際には、法制度の等価性・代替可能性を重視して極力外国法上の制度に基づく処理を行うべきであるとして、当該資産は相続により取得したものとはいえないものの、その当初の取得時に実質的な死因贈与契約を締結したものとみることができるから、相続税が課税されるべきだとされた例がある。国税庁質疑応答「ハワイ州に所在する condominium の合有不動産権を相続税の課税対象とすることの可否」参照。

(82) 我妻榮『民法総則』206 頁（岩波書店、2004）。

(83) 舟橋諄一＝徳本鎮編『新版注釈民法 6』249 頁（有斐閣、2002）。

のある譲渡人、②権原を保有する資格のある譲受人、③財産の十分な表示、④移転効力のある言葉、⑤譲渡人による正当な履行（署名）、⑥交付及び⑦受諾が必要であるとされている。また、売買や贈与などの物権の移転については、買主や受贈者が捺印証書を受諾した時にその効力が生じるものとされている。（§1091、1147）

したがって、物権移転について意思のみでよいとする我が国と捺印証書という要式行為を要求するカリフォルニア州とでは、いずれの法制によるかにより財産の取得時期に関する課税上の取扱いに相違が生じてくるのである。

#### ロ 借用概念と固有概念

ところで、租税法が用いている概念の中には、他の法分野で用いられ既にはっきりした意味内容を与えられている借用概念と、所得や必要経費等のように他の法分野では用いられておらず租税法が独自に用いている固有概念とがある。そして、我が国の租税法の解釈に当たっては、「借用概念は他の法分野におけると同じ意義に解釈するのが、租税法律主義＝法的安定性の要請に合致している。すなわち、私法との関連で見ると、納税義務は、各種の経済活動ないし経済現象から生じてくるのであるが、それらの活動ないし現象は、第一次的には私法によって規律されているから、租税法がそれらを課税要件規定の中にとりこむにあたって、私法上におけると同じ概念を用いている場合には、別意に解すべきことが租税法規の明文またはその趣旨から明らかな場合は別として、それを私法におけると同じ意義に解するのが、法的安定性の見地からは好ましい<sup>(84)</sup>。」（統一説）とされ、この考えは判例等においても支持されているところである。

統一説は、法的安定性や予測可能性の観点から考えて妥当なものであると認められるが、借用概念の範囲については、文言の意義の解釈にと

---

(84) 金子・前掲注(27)122頁。

どまり、私法上の効力までは及ばないのではないかと考えられる。なぜならば、①仮に私法上の効力まで含めるとすると、民法等の条文を直接引用している租税法の規定（例えば、「民法第 5 編第 2 章の規定による相続人」と規定する相続税法 15 条 2 項）と借用概念（単なる「相続人」とのみ規定する相続税法 11 条等）とを区別する意味が不明確となってしまうほか、②判例は、違法な配当について私法上の効力を問題としていない<sup>(85)</sup>からである。

そうすると、相続税法の課税要件の解釈上、「贈与」等の概念は借用概念に当たり、「財産の取得」は民法上の「所有権の移転」を意味するものといえるが、当該移転という法的効果は、目的財産の移転を定めた私法等の規定により生ずるものと解されるのである。

## （２）準拠法の適用

イ 準拠法は、複数の法秩序に関係する私法関係の抵触を解決するために定められるものであり、我が国では法例<sup>(86)</sup>により規定されている。そして、不動産の物権関係については、法例 10 条が目的物の所在地法による旨を定めているが、この考え方は、一般常識にも合致し、ほとんどの国において認められたものとなっている。

ところで、この準拠法と租税法との関係については従来議論が余りされてこなかったように思われるが、準拠法の適用が我が国で最近問題となった事件として、映画フィルムリース事件と外国税額控除事件とが挙げられよう。

前者の事件では映画フィルムという減価償却資産の取得契約が、後者の事件では約束手形の買取契約がそれぞれ契約準拠法を外国法に指定したため、租税回避との関係で問題となったものである。最高裁におい

(85) 最高裁昭 35. 10. 7 判決等参照。

(86) 国際私法の基本法たる「法例」は、社会経済情勢の変化に対応するため本年 6 月に「法の適用に関する通則法」に全部改正された。しかし、本稿で問題としている不動産の準拠法に関しては変更はない。

ては、減価償却資産を事業の用に供していないことや外国税額控除制度の濫用に当たるという原審とは別の理由で棄却していることから、準拠法の問題については明確な判断を示していない<sup>(87)</sup>。

しかし、映画フィルムリース事件に関して、原審たる大阪高裁は、「本件取引のような国際的な規模の契約については、その法的な規律は国際私法により準拠法が選択されることによって行われることになるが、このような規律の対象となるのはあくまでも契約当事者間の私法上の権利又は法律関係に限られるのであり、本件のような課税処分取消訴訟で問題となるのは、あくまでも納税者と課税庁との間における日本の租税法に定められた課税要件を充足する事実の存否であり、契約当事者間の権利関係そのものではない。・・・また、課税要件の該当の有無についての事実認定は、『手続は法廷地法による』の原則から、日本の裁判所が日本の訴訟手続法規に従って事実認定をするのであって、そこに前記準拠法であるカリフォルニア州法における契約解釈に関する証拠法則等が適用される余地はない<sup>(88)</sup>。」と判示し、準拠法の適用はないとともに、課税要件事実の認定は法廷地法によるべきであるとしている。

また、齊木敏文氏も我が国の租税法が前提としている概念は我が国の私法上のそれであり、租税法等の公法領域においては国際私法の適用はない旨指摘される<sup>(89)</sup>。

しかしながら、契約準拠法を利用した租税回避が問われる場面と財産

(87) 最高裁判 18. 1. 24 及び 17. 12. 19 判決等参照。

(88) 大阪高裁判 15. 3. 6 判決。なお外国税額控除事件に係る大阪高裁判 15. 5. 14 判決も、私法上の法律構成による否認においては、準拠法を問題とする余地は無く、事実認定の問題に帰着する旨判示している。

(89) 齊木敏文「租税回避行為の否認」『租税訴訟』202～203 頁（新日本法規出版社、1999）。また、「平成 12 年の回顧」訟務月報 47 巻 1 号別冊 328～387 頁も同様の見解に立っている。

なお、谷口勢津夫「司法過程における租税回避否認の判断構造」租税法研究 32 号 71 頁（2004）は、結論的には同じものの、私法関係準拠主義からの理論付けを主張している。

の取得という法的効果が問われる場面とは、準拠法の適用において自ずから異なるように思われる。後者においては財産の取得自体が課税物件となっているのであるから、法的評価の面がより強く前面に出ると思われるのである。

ロ 世界には様々な法制度が存在し、その規律する内容はそれぞれの法制度によって相違している。同じような概念が存在したとしても、その意味内容が同じであるとは限らないし、逆に、違う概念であっても実質的には、その意味内容が同じであると判定される場合もあろう。また、場合によっては、税務当局が準拠法である外国私法の内容を完全に知り得ない場合も生じうるかもしれない。

このような状況において、我が国税法の解釈上、借用概念の範囲に準拠法により定められた外国私法の概念を含むとすることは、当該概念の意義を一義的に確定できないこととなり、租税法律主義が要請する法的安定性を逆に阻害することとなる。したがって、借用概念の意義の解釈に当たっては、外国私法は含まないと解するのが相当であると考ええる。

しかしながら、贈与税は「財産の取得」という法的効果自体を課税対象としているのであるから、当該取得があったかどうかは、前述したように準拠法により決定された外国私法の法的効果を基として判定することとなり、準拠法の適用はあるというべきである。

なお、上記のように解した場合、外国法の調査という税務当局の負担問題が生ずるが、それについては、外国税務当局への照会等の執行上の対応や納税者に対して課税資料の提出を求めることにより対処できるのではないだろうか<sup>(90)</sup>。

---

(90) 筆者と同様の見解に立つものとして、小柳誠「租税法と準拠法」税大論叢 39 号 71 頁以下 (2002) を参照。本稿はその指摘に負うところが大きい。また、借用概念論からのアプローチではないが、準拠法について論じたものとして、浦東久男「税法において使用される法概念について—外国法の概念は含まれるか—」税法学 536 号、石黒一憲「ボーダーレス・エコノミーへの法的視座 172 回」貿易と関税 53 巻 10 号 53 頁以下 (2005) がある。

これに対して、準拠法の適用は全くないとする見解を採用すると、海外所在の不動産に係る所有権は当該所在地法の規定により移転するのが実体であるにもかかわらず、当該移転がまだ行われていない時期に取得がされたものとして贈与税等の課税がされる場合や逆の場合が生じることとなり、不合理な結果を生じる。また、書面による贈与の場合に、目的財産の所有権移転時期は民法の規定により贈与契約成立時であると主張され、贈与時期が操作されるという問題も生じよう。

逆に、準拠法の完全な適用を認めると、借用概念の意義を一義的に確定できない場合が生じる可能性があることに加え、国際取引において契約条項に準拠法を組み込むことにより租税回避に利用されるという問題が生じてくる。

したがって、租税法における準拠法の適用については、全て認めるとか認めないということではなく、借用概念の意義と法的效果とに分けて考えるのが相当であろう。

### (3) 贈与による財産の取得時期

国税通則法は、贈与税の納税義務は「贈与による財産の取得の時」に成立する旨を規定している（通則法 15②五）が、財産の取得時期については明文の規定による定めはなく、専ら解釈に委ねられている。

そのため、相続税法基本通達は、財産の取得時期に関して、民法の物権変動の時期についての判例・通説の考え方にに基づき、所有権移転の効力が発生した時を原則としつつも、履行終了までは自由に撤回ができる書面によらない贈与（民法 550）については、履行の時による旨を定めている（相基通 1 の 3・1 の 4 共―8）。

これに関しては、書面によらない贈与も、原則どおり贈与契約が成立した時に財産権移転の効力が生ずるという見解<sup>(91)</sup>もあるが、贈与税は財産の無償移転という受贈者の財産の増加に担税力を認めて課税される租税であ

---

(91) 京都地裁昭 52. 12. 16 判決。なお、控訴審の大阪高裁昭 54. 7. 19 判決では左記判決は取り消されている。

ること及び各当事者が贈与契約を自由に取り消すことができる間は、法律関係は浮動状態にあり目的財産は確定的に移転したとはいえないことを考慮すると、財産のそれが確定的に生じたものと客観的に認められる履行の時を財産取得の時とする通達の考えは、妥当なものといえよう<sup>(92)</sup>。

そうすると、日本国内において贈与契約を締結した場合、①目的財産が国内所在の財産であれば、書面の有無により目的財産の取得時期は異なることとなるのであるが、②目的財産がその移転に捺印証書のような要式行為を必要とする外国所在の財産であれば、準拋法の適用により、物件所在地法の規定により確定的に所有権の移転がなされた時が、所有権移転の効力が発生した時でもあり、また、履行が終了した時でもあることから、当該財産の取得時期は書面の有無に関係なく、物件所在地法の規定により決定されるということができる。

したがって、本件ジョイント・テナンシーの贈与による取得時期は、カリフォルニア州民法典の規定により、受贈者が捺印証書を受諾した時と判断されよう。

---

(92) 那覇地裁昭 59. 6. 19 判決等を参照。

## 結びに代えて

以上のように、海外資産の把握のためには、情報交換ネットワークの拡大及び資料情報制度の整備を図っていく必要があることが確認されたが、残された課題として、そのようにして得られた海外資産情報をどのように効率的に活用していくかという納税者番号制度に係る問題がある。しかし、その問題の検討に当たっては、国際課税のみならず国内課税をも含めた資料情報制度のあり方を視野に入れて検討する必要があるとともに、プライバシー保護等の問題から納税者の理解と協力を得ることが重要となつてこよう。

また、グローバル化により各国経済の相互依存関係が進んでいる現在、国際的協調や国際的な情報交換ネットワークの構築が求められているのは租税のみに限らず、金融取引、知的財産権、独占禁止法等の様々な領域においても同様である。租税については、モデル租税条約という国際標準化のツールが用意されているのではあるが、今後はこれらの他領域における有効な施策についても検討していく必要があろう。